

第69回 定時株主総会 招集ご通知



平成28年6月28日(火曜日)午前10時



茨城県日立市旭町二丁目6番13号
ホテル天地閣 2階「はまゆう」の間

目次

定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	17
連結監査報告書	29
計算書類	31
監査報告書	41
株主総会参考書類	43



鈴縫工業株式会社

証券コード：1846

株 主 各 位

茨城県日立市城南町一丁目11番31号

鈴縫工業株式会社

代表取締役社長 鈴木 一 良

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 茨城県日立市旭町二丁目6番13号
ホテル天地閣 2階「はまゆう」の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第69期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第8号議案 役員賞与支給の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.suzunui.co.jp>) に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府および日銀の各種経済金融政策を背景とした好調な企業収益により、雇用・所得環境の改善や堅調な設備投資など前年に引き続き緩やかな回復基調で推移しております。しかしながら、直近では個人消費の落ち込み、世界経済の下振れリスクなどもあり、景気の先行きは不透明な状況となっております。

当社グループが主事業とする建設産業におきましては、公共建設投資は引き続き東日本大震災関連の復興関連事業や国土強靱化計画に関連する防災・減災事業等により堅調に推移いたしました。また、民間建設投資は首都圏でのオリンピック関連需要、企業収益の改善やインバウンド市場の活況などにより堅調な状況が続くと見られておりますが、総じて、建設投資全体は減少すると見込まれており、地方の建設産業を取り巻く環境は楽観できない状況にあります。

このような状況の下、当連結会計年度の受注高は前年同期比39.5%減の114億33百万円となりましたが、売上高は前期からの繰越工事の増加により前年同期比25.4%増の180億59百万円を計上することができました。

利益面につきましては、営業利益は建設事業の売上高の増加および工事利益率の改善等により、前年同期比73.7%増の15億20百万円、経常利益は前年同期比77.1%増の15億29百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比58.1%増の7億38百万円を計上することができました。

なお、当期受注高が大幅な減少となりましたが、相当額の受注内定物件が確保されております。

### 事業の種類別セグメント売上高

(単位 千円)

| 期 別<br>セグメント | 前連結会計年度<br>(自平成26年4月1日<br>至平成27年3月31日) | 当連結会計年度<br>(自平成27年4月1日<br>至平成28年3月31日) | 対前期比<br>増減額 | 対前期比<br>増減率 |
|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|-------------|
| 建設事業         | 13,567,151                             | 17,260,813                             | 3,693,662   | 27.2%       |
| 不動産事業        | 364,871                                | 376,289                                | 11,418      | 3.1%        |
| ホテル事業        | 95,906                                 | 72,785                                 | △23,121     | △24.1%      |
| 介護事業         | 133,965                                | 125,544                                | △8,421      | △6.3%       |
| 太陽光事業        | 234,796                                | 224,169                                | △10,627     | △4.5%       |
| 合計           | 14,396,692                             | 18,059,602                             | 3,662,910   | 25.4%       |

(注) 子会社の㈱ナガクラによるホテル事業は平成27年10月30日をもって事業を譲渡し、ホテル事業から撤退いたしました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は110百万円で、その主なものは建設事業における機械装置の更新（27百万円）、不動産事業における土地の取得費（15百万円）及び子会社の㈱スイシンによる太陽光発電事業の構築物等の建設費（51百万円）等であります。

## (3) 資金調達の状況

当社グループは、金融機関2行と極度額総額1,140百万円の当座貸越契約を締結しており、当期末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。また、金融機関4行と総額1,000百万円の協調融資枠設定契約（シンジケート方式によるコミットメントライン）を締結しております。当該貸出コミットメント契約は、㈱常陽銀行600百万円、㈱東邦銀行200百万円、㈱三菱東京UFJ銀行100百万円、㈱筑波銀行100百万円の個別融資枠設定契約（コミットメントライン）であり、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は1,000百万円であります。

## (4) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

(単位 千円)

| 区 分                          | 第 66 期<br>(平成25年3月期) | 第 67 期<br>(平成26年3月期) | 第 68 期<br>(平成27年3月期) | 第 69 期<br>(当連結会計年度<br>(平成28年3月期) |
|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------------------|
| 受 注 高                        | 12,892,105           | 12,568,029           | 18,905,358           | 11,433,688                       |
| 売 上 高                        | 15,493,563           | 14,520,906           | 14,396,692           | 18,059,602                       |
| 経 常 利 益                      | 627,023              | 783,085              | 863,843              | 1,529,484                        |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      | 340,692              | 332,151              | 467,355              | 738,976                          |
| 1株当たり親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 32円63銭               | 31円81銭               | 44円77銭               | 70円80銭                           |
| 総 資 産                        | 11,760,310           | 12,444,156           | 13,801,513           | 14,077,088                       |

(注) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

### ② 当社の営業成績および財産の状況の推移

(単位 千円)

| 区 分                   | 第 66 期<br>(平成25年3月期) | 第 67 期<br>(平成26年3月期) | 第 68 期<br>(平成27年3月期) | 第 69 期(当期)<br>(平成28年3月期) |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 受 注 高                 | 12,215,805           | 11,376,983           | 17,821,622           | 10,717,909               |
| 売 上 高                 | 13,391,310           | 12,401,283           | 12,162,123           | 16,227,130               |
| 経 常 利 益               | 463,029              | 602,476              | 673,888              | 1,179,514                |
| 当 期 純 利 益             | 279,279              | 286,851              | 415,801              | 692,526                  |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 | 26円75銭               | 27円48銭               | 39円83銭               | 66円35銭                   |
| 総 資 産                 | 9,405,896            | 9,774,481            | 11,034,247           | 11,632,276               |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

#### (5) 対処すべき課題

今後の我が国経済の見通しにつきましては、アジア新興国等の景気減速の影響や地政学的リスクなどがあり、先行きの不透明感が払拭できない状況にあります。しかし、企業収益や雇用・所得環境の改善傾向が継続しており、日本銀行のマイナス金利政策等による消費や投資の拡大を通じて景気の回復基調が続くことが期待されております。

建設業界におきましては、民間建設投資は堅調な状況が続くものと期待されますものの、平成28年度の公共建設投資額は前年度に続き2年連続の大幅な減少が見込まれております。また、首都圏でのオリンピック関連事業の本格化に伴い、労務費や資材価格等の上昇など建設コストの動向にも注視が必要であり、不透明な状況が続くものと思われまます。

このような状況を踏まえ、当社グループは、公共建設需要の減少対策並びに民間建設需要開拓のカギとなる提案・企画営業力の向上などを目指し、①人財育成のための教育・研修の充実、②協力会社との一体による生産性の向上と労働環境の改善、③見積・購買・安全担当部門の組織再編による安全・調達本部の新設、④他社との連携等の施策に取り組み、安定した受注および収益の確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申しあげる次第でございます。

#### (6) 重要な親会社および子会社の状況

##### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金          | 当社の議決権比率    | 主要な事業内容          | 摘要 |
|------------|--------------|-------------|------------------|----|
| 日立アスコン株式会社 | 千円<br>20,000 | %<br>100.00 | アスファルト合材の製造および販売 |    |
| 株式会社スイシン   | 32,100       | 97.90       | 介護事業             |    |
| 株式会社渋谷中央ビル | 50,000       | 55.00       | 貸室業              |    |
| 株式会社建久     | 10,000       | 40.00       | 土木、建築、造園、舗装工事の施工 | 注  |
| 株式会社ナガクラ   | 10,000       | 25.00       | セメントおよびセメント製品の販売 | 注  |

(注) 当社の議決権比率は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社に該当いたします。

##### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容

| 事業の種類別<br>セグメントの名称 | 主要な事業内容                                 |
|--------------------|-----------------------------------------|
| 建 設 事 業            | 土木、建築工事の請負、企画、設計、監理、施工およびコンサル<br>ティング業務 |
| 不 動 産 事 業          | 不動産売買、仲介、賃貸借および管理                       |
| ホ テ ル 事 業          | 宿泊施設の運営                                 |
| 介 護 事 業            | 介護施設の運営                                 |
| 太 陽 光 事 業          | 太陽光発電の管理・運営および電気の供給、販売                  |

(注) 子会社の㈱ナガクラによるホテル事業は平成27年10月30日をもって事業を譲渡し、ホテル事業から撤退いたしました。

## (8) 主要な事業所

### ① 当 社

| 名 称       | 所 在 地           |
|-----------|-----------------|
| 本 社       | 日立市城南町一丁目11番31号 |
| つ く ば 支 店 | 茨城県つくば市         |
| 東 京 支 店   | 東京都渋谷区          |
| 水 戸 営 業 所 | 茨城県水戸市          |
| 日 立 営 業 所 | 茨城県日立市          |
| 神 栖 営 業 所 | 茨城県神栖市          |
| 県 西 営 業 所 | 茨城県結城郡          |

(注) 日立営業所は平成28年4月1日付で廃止しました。

### ② 子会社

| 名 称                 | 所 在 地   |
|---------------------|---------|
| 日 立 ア ス コ ン 株 式 会 社 | 茨城県北茨城市 |
| 株 式 会 社 ナ ガ ク ラ     | 茨城県日立市  |
| 株 式 会 社 建 久         | 茨城県日立市  |
| 株 式 会 社 渋 谷 中 央 ビ ル | 東京都渋谷区  |
| 株 式 会 社 ス イ シ ン     | 茨城県日立市  |

## (9) 従業員の状況

## ① 企業集団の従業員数

| 事業の種類別セグメントの名称 | 従業員数 (名) | 前期末比増減 (名) |
|----------------|----------|------------|
| 建設事業           | 185      | (増) 1      |
| 不動産事業          | 5        | 0          |
| ホテル事業          | 0        | (減) 3      |
| 介護事業           | 14       | (減) 3      |
| 太陽光事業          | 1        | 0          |
| 全社 (共通)        | 22       | (減) 1      |
| 合計             | 227      | (減) 6      |

## ② 当社の従業員数

| 区分          | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-------------|------|--------|------|--------|
|             | 名    | 名      | 才    | 年      |
| 男子          | 170  | 0      | 48.4 | 21.3   |
| 女子          | 17   | (減) 1  | 36.9 | 8.8    |
| 合計<br>または平均 | 187  | (減) 1  | 47.4 | 20.2   |

## (10) 主要な借入先

| 借入先           | 借入額   |
|---------------|-------|
|               | 百万円   |
| 株式会社常陽銀行      | 1,534 |
| 株式会社東邦銀行      | 204   |
| 株式会社筑波銀行      | 100   |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 100   |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,596,509株  
(自己株式159,785株を含む)
- (3) 株 主 数 1,012名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 |   |   |   | 持 株 数 | 持 株 比 率 |     |     |     |     |     |     |
|-------|---|---|---|-------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|       |   |   |   | 千株    | %       |     |     |     |     |     |     |
| 鈴     | 木 | 光 | 夫 | 904   | 8.7     |     |     |     |     |     |     |
| 鈴     | 縫 | 工 | 業 | 共     | 栄       | 会   | 816 | 7.8 |     |     |     |
| 鈴     | 木 | 一 | 良 | 580   | 5.6     |     |     |     |     |     |     |
| 鈴     | 木 | と | し | い     | 560     | 5.4 |     |     |     |     |     |
| 株     | 式 | 会 | 社 | 常     | 陽       | 銀   | 行   | 498 | 4.8 |     |     |
| 鈴     | 木 | 正 | 三 | 495   | 4.7     |     |     |     |     |     |     |
| 鈴     | 木 | 永 | 子 | 434   | 4.2     |     |     |     |     |     |     |
| 有     | 限 | 会 | 社 | 城     | 南       | ビ   | ル   | 358 | 3.4 |     |     |
| 鈴     | 縫 | 工 | 業 | 従     | 業       | 員   | 持   | 株   | 会   | 290 | 2.8 |
| 鈴     | 木 | さ | き | 273   | 2.6     |     |     |     |     |     |     |

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式（159,785株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏 名     | 地 位                               | 担 当 およ び 重 要 な 兼 職 の 状 況         |
|---------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 鈴木 一 良  | 代表取締役社長<br>兼代表執行役員                | 最高経営責任者<br>株式会社スイシン代表取締役社長       |
| 鈴木 正 三  | 代 表 取 締 役<br>専 務 取 締 役<br>兼専務執行役員 | 株式会社ナガラ代表取締役社長                   |
| 薄 井 利 晴 | 取 締 役<br>兼 執 行 役 員                | 管理本部長                            |
| 佐 藤 眞 一 | 取 締 役<br>兼 執 行 役 員                | 建設本部長兼建築部長                       |
| 横須賀 雄   | 取 締 役                             | 株式会社建久代表取締役社長<br>日立アスコン株式会社専務取締役 |
| 古 川 和 夫 | 常 勤 監 査 役                         |                                  |
| 大曾根 克 彦 | 監 査 役                             | 文筆業                              |
| 大 川 清   | 監 査 役                             | 公認会計士（大川会計事務所代表）                 |

- (注) 1. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。  
 ・取締役高榎勝利氏は、平成27年6月26日に任期満了により退任いたしました。
2. 大曾根克彦氏および大川清氏は社外監査役であります。なお、大曾根克彦氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役大川清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は平成15年4月より、執行役員制度を導入しております。当期末における執行役員は上表4名の兼務取締役のほか、次のとおりであります。

| 氏 名     | 地 位     | 担 当         |
|---------|---------|-------------|
| 鈴木 孝 一  | 執 行 役 員 | 不動産部長       |
| 村 田 英 雄 | 執 行 役 員 | 安全部長        |
| 吉 田 千 里 | 執 行 役 員 | 総務部長        |
| 佐 川 隆 則 | 執 行 役 員 | 建設副本部長      |
| 山 縣 英 之 | 執 行 役 員 | 営業本部長       |
| 櫻 村 秀 樹 | 執 行 役 員 | 営業副本部長兼営業部長 |
| 鈴木 良 亮  | 執 行 役 員 | 開発営業部長      |
| 鈴木 達 二  | 執 行 役 員 | 経理部長        |

- (注) 1. 当期中の執行役員の異動は次のとおりであります。  
 ・平成27年4月1日付で、櫻村秀樹氏、鈴木良亮氏および鈴木達二氏の3氏が新たに執行役員に選任されました。  
 ・山縣英之氏は平成28年3月31日をもって執行役員を退任いたしました。
2. 平成28年4月1日付で、安達哲也氏および佐藤孝志氏の両氏が新たに執行役員に選任されました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金240万円以上であらかじめ定める金額または法令の定める額のいずれか高い額となります。

(3) 社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役大川清氏は大川会計事務所代表であり、大川会計事務所と当社の間には、取引その他特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名    | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 大曾根 克彦 | 当事業年度に開催した16回（定時11回、臨時5回）の取締役会のうち合計15回出席し、社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。<br>また当事業年度に開催した12回の監査役会のうち合計12回出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 |
| 監 査 役 | 大 川 清  | 当事業年度に開催した16回（定時11回、臨時5回）の取締役会のうち合計12回出席し、社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。<br>また当事業年度に開催した12回の監査役会のうち合計9回出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。  |

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 6名 78,762千円

監査役 3名 12,615千円（うち社外監査役 2名 4,000千円）

(注) 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の増加額のうち、当事業年度対応分1,600千円（監査役分1,600千円（うち社外監査役800千円））が含まれております。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、平成28年6月28日開催予定の第69回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に関する定款の一部変更議案および社外取締役候補者を含む監査等委員である取締役選任議案を上程いたします。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

27,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金3,600万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### ・ 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当役員および担当部署（総務部）が中心となり、コンプライアンス規程、企業行動規範に従い鈴縫工業グループ全体における企業倫理の遵守および浸透を図る。また、内部通報制度を構築し、コンプライアンス相談窓口を設置するなど、法令違反事案の早期発見・是正を図る。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役・使用人の職務執行に係る情報は、記録管理規程に従い、記録・保存し、適切に管理する。また、取締役および監査役からの閲覧の要請があった場合は、速やかに閲覧に供することとする。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程および責任権限規程に基づき、予め取り決めた責任部署により、それぞれの部門に関するリスク管理を行なう。各部門の長は、定期的にリスク管理の状況を部門長会議および取締役会へ報告する。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するため、毎月1回開催する定例取締役会、必要に応じて適宜開催する臨時取締役会に加え、経営計画の達成状況等を総合的に把握するために部門長会議を毎月1回開催し、必要な審議を行なう。取締役会の決定に基づく業務執行は組織管理規程、責任権限規程に基づく指揮者の下に行なう。

- (5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、グループ全体を統合した経営を行なう体制を構築する。子会社の経営状態を把握するため、グループ各社の業務を所管する経理部から四半期報告書を始め経営上の重要な情報を定期的に取締役会へ報告する。また、コンプライアンス担当部署は経理部と連携し、内部統制の実効性を高めるため、必要な指導・支援を実施する。

### イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の取締役に、重要な人事、資産の取得・譲渡その他経営上の重要事項についてグループ経営会議等において当社へ報告させるものとする。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社のリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会によるグループ全体のリスクマネジメントの運営にあたり、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
- ② 子会社は、当社リスク管理委員会が定める方法を参考の上、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社リスク管理委員会へ報告する。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループ各社の経営理念、経営方針に基づき、グループ各社の事業遂行のための年度計画を策定させる。
- ② 当社は、毎月、連結ベースの当社グループ各社に経営計画達成状況、四半期毎経営計画達成状況、売上高実績、工事現況等の報告を求め、連結対象関連会社の経営計画達成状況報告書を作成し、当社部門長会議時の検討資料として活用する。

ニ. 子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社コンプライアンス規程を子会社にも適用させるものとする。
- ② 当社の監査役および内部監査部門は必要に応じて子会社の監査を実施する。
- ③ 当社の監査役は定期的に子会社の監査役と意見交換を行う。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役より監査業務の補助者を求められた場合、取締役は、当該業務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- ② 監査業務の補助者として指名された使用人は、専任とせず、監査役が必要とする期間にのみ監査業務を補助する。この場合、当該使用人は監査役から命じられた業務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ③ 監査業務の補助者として指名された使用人の人事異動、評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立を確保するものとする。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため部門長会議などに出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。

- ② 取締役および使用人は監査役会に対して、法定の事項に加え当社および当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況を報告しなければならない。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制

- ① 子会社の全ての役員及び従業員（以下、役職員という。）は下記の事項について、発見次第、遅滞なく当社の監査役に報告する。
  - i. 職務に関して重大な法令・定款違反または不正行為の事実
  - ii. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
  - iii. 会社の業務または業績に影響を与える重要な事項
- ② 子会社の役職員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

(8) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告したグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社コンプライアンス規程に明記するとともに、グループ各社の役職員に周知徹底する。

(9) 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- ② 当社は、監査役職務の執行について生じる費用または債務を処理するため、毎年予算を設ける。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、企業行動規範において、暴力団対策法等の趣旨に則り、暴力団等反社会的勢力・団体からの不当な要求に応じたり、あるいは利用するなどの反社会的行為を行わないことを、遵守事項として定めている。また、コンプライアンス行動基準においても、特殊暴力行為への対応について定めている。更に、地域を管轄する警察署等関係機関と緊密な連携を保つことや、講習会等積極的に参加することにより、反社会的勢力に関する最新の情報収集を行ない、適切な対応を行なえるよう努めている。また、不当要求に対する対応統括部署として、総務部内に不当要求防止責任者を置いて対応するとともに、企業行動規範ならびにコンプライアンス行動基準についての教育・研修を実施することで、反社会的勢力排除に向けた体制の整備を行なっている。

(11) その他当社の監査役会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制  
監査役会は、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換を行なうこととする。

・ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンス体制について

コンプライアンス規程に基づきイントラネットや入社時研修の際に、当社グループの役員・従業員に対して法令を厳守することはもとより、企業倫理を充分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動することを周知しております。また、労働組合とも連携した内部通報制度を構築し、運用しております。

(2) リスク管理体制について

リスク管理規程に基づき、当社の業務遂行に係わる主要リスク毎に主管する部門を決め、リスク管理責任者である部門長から、毎月1回開催される部門長会議時に必要に応じて懸念されるリスクに関する議題が上程され、リスクの未然防止と拡大の防止等の審議を行っている。また、把握されたリスクの管理状況は定期的に取締役会に報告している。

(3) 取締役の職務の執行について

定例取締役を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

(4) 子会社管理について

関係会社管理規程に基づき、経営計画書、四半期報告書のほか月次決算書等の提出を求め、子会社の経営状態を把握し、経営上の重要な情報については、経理部および担当役員より当社取締役会に報告している。

(5) 監査役の職務の執行について

監査役3名（うち社外監査役2名）は、監査役会で策定された監査方針ならびに監査計画に基づいて、定例取締役会等の重要会議に出席するほか、月1回の定例の監査役会を開催しております。また、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換や、当社代表取締役との定期的な面談を行っており、常勤監査役は、社内各部署及び当社グループ各社の監査にあたり、内部監査室と連携して、取締役・使用人からの状況の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

(6) 内部監査の実施について

内部監査室にて、内部統制監査メンバーを選定の上、年3回、社内各部署及び当社グループ各社が法令、定款、社内規定等に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを書類の閲覧及び実地調査を通じ内部監査を実施しております。

(参考) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

| 資 産 の 部                   |                   | 負 債 の 部                     |                   |
|---------------------------|-------------------|-----------------------------|-------------------|
| 科 目                       | 金 額               | 科 目                         | 金 額               |
|                           | 千円                |                             | 千円                |
| <b>流 動 資 産</b>            | <b>9,465,771</b>  | <b>流 動 負 債</b>              | <b>7,049,904</b>  |
| 現 金 預 金                   | 5,034,708         | 支払手形・工事未払金等                 | 3,150,790         |
| 受取手形・完成工事未収入金等            | 3,142,119         | 短 期 借 入 金                   | 1,450,024         |
| 販 売 用 不 動 産               | 581,032           | リ ー ス 債 務                   | 51,992            |
| 未 成 工 事 支 出 金             | 219,806           | 未 払 法 人 税 等                 | 397,767           |
| 不 動 産 事 業 支 出 金           | 134,743           | 未 成 工 事 受 入 金               | 1,127,321         |
| 貯 蔵 品                     | 23,732            | 賞 与 引 当 金                   | 90,284            |
| 繰 延 税 金 資 産               | 67,601            | 役 員 賞 与 引 当 金               | 50,000            |
| そ の 他                     | 267,471           | 完 成 工 事 補 償 引 当 金           | 13,233            |
| 貸 倒 引 当 金                 | △5,445            | 工 事 損 失 引 当 金               | 1,319             |
| <b>固 定 資 産</b>            | <b>4,611,317</b>  | そ の 他                       | 717,169           |
| 有 形 固 定 資 産               | 4,229,812         | <b>固 定 負 債</b>              | <b>2,006,938</b>  |
| 建 物 ・ 構 築 物               | 949,111           | 長 期 借 入 金                   | 527,287           |
| 機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品 | 67,644            | リ ー ス 債 務                   | 629,194           |
| 土 地                       | 2,507,999         | 繰 延 税 金 負 債                 | 217,633           |
| リ ー ス 資 産                 | 705,058           | 土 地 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 325,820           |
| 無 形 固 定 資 産               | 7,838             | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金           | 100,358           |
| 電 話 加 入 権                 | 7,838             | 退 職 給 付 に 係 る 負 債           | 8,073             |
| 投 資 そ の 他 の 資 産           | 373,666           | 資 産 除 去 債 務                 | 100,288           |
| 投 資 有 価 証 券               | 149,374           | 負 の の れ ん                   | 30,360            |
| 長 期 貸 付 金                 | 43,867            | そ の 他                       | 67,921            |
| 繰 延 税 金 資 産               | 8,239             | <b>負 債 合 計</b>              | <b>9,056,843</b>  |
| そ の 他                     | 231,842           | <b>純 資 産 の 部</b>            |                   |
| 貸 倒 引 当 金                 | △59,656           | <b>株 主 資 本</b>              | <b>3,733,438</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>            | <b>14,077,088</b> | 資 本 金                       | 635,342           |
|                           |                   | 資 本 剩 余 金                   | 23,289            |
|                           |                   | 利 益 剩 余 金                   | 3,093,219         |
|                           |                   | 自 己 株 式                     | △18,413           |
|                           |                   | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額       | 651,200           |
|                           |                   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金     | 3,577             |
|                           |                   | 土 地 再 評 価 差 額 金             | 647,622           |
|                           |                   | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>        | <b>635,606</b>    |
|                           |                   | <b>純 資 産 合 計</b>            | <b>5,020,245</b>  |
|                           |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>      | <b>14,077,088</b> |



## 連結株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

|                               | 株 主 資 本       |              |                 |               |                 |
|-------------------------------|---------------|--------------|-----------------|---------------|-----------------|
|                               | 資 本 金         | 資本剰余金        | 利益剰余金           | 自 己 株 式       | 株主資本合計          |
| 平成27年4月1日残高                   | 千円<br>635,342 | 千円<br>23,289 | 千円<br>2,395,776 | 千円<br>△18,210 | 千円<br>3,036,197 |
| 連結会計年度中の変動額                   |               |              |                 |               |                 |
| 剰余金の配当                        |               |              | △73,063         |               | △73,063         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |               |              | 738,976         |               | 738,976         |
| 自己株式の取得                       |               |              |                 | △202          | △202            |
| 土地再評価差額金の取崩                   |               |              | 31,530          |               | 31,530          |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) |               |              |                 |               |                 |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -             | -            | 697,443         | △202          | 697,240         |
| 平成28年3月31日残高                  | 635,342       | 23,289       | 3,093,219       | △18,413       | 3,733,438       |

|                               | その他の包括利益累計額      |               |                   | 非支配株主持分       | 純資産合計           |
|-------------------------------|------------------|---------------|-------------------|---------------|-----------------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価差額金      | その他の包括<br>利益累計額合計 |               |                 |
| 平成27年4月1日残高                   | 千円<br>50,342     | 千円<br>662,038 | 千円<br>712,380     | 千円<br>598,448 | 千円<br>4,347,026 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |               |                   |               |                 |
| 剰余金の配当                        |                  |               |                   |               | △73,063         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                  |               |                   |               | 738,976         |
| 自己株式の取得                       |                  |               |                   |               | △202            |
| 土地再評価差額金の取崩                   |                  |               |                   |               | 31,530          |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) | △46,764          | △14,415       | △61,180           | 37,158        | △24,021         |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △46,764          | △14,415       | △61,180           | 37,158        | 673,218         |
| 平成28年3月31日残高                  | 3,577            | 647,622       | 651,200           | 635,606       | 5,020,245       |

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 日立アスコン㈱、㈱渋谷中央ビル、㈱スイシン、㈱建久、㈱ナガクラ

(2) 非連結子会社の数及び非連結子会社の名称

非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称 ㈱テクノエース、渋谷セントラル商事㈱

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の数及び名称

持分法を適用していない非連結子会社の数 2社

持分法を適用していない非連結子会社の名称 ㈱テクノエース、渋谷セントラル商事㈱

上記の持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ連結純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社5社の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用している。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②たな卸資産

|          |   |           |
|----------|---|-----------|
| 販売用不動産   | } | 個別法による原価法 |
| 未成工事支出金  |   |           |
| 不動産事業支出金 |   |           |
| 貯蔵品      |   | 最終仕入原価法   |

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定率法  
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は、次のとおりである。  
建物・構築物 15年～50年  
機械・運搬具・工具器具備品 6年～10年
- ②リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法
- ③長期前払費用 定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ②賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。
- ③役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。
- ④完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保等の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。
- ⑤工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事の損失見込額を計上している。
- ⑥役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上している。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①退職給付に係る負債の計上基準  
連結子会社のうち1社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額）の見込額に基づき計上している。  
なお、当社及び連結子会社のうち3社は、確定拠出型年金制度を採用しており、また、連結子会社のうち1社は退職金制度がないため、該当事項はない。
- ②負ののれんの償却方法及び償却期間  
負ののれんの償却については、20年間の均等償却を行っている。
- ③消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

(6) 会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更している。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を

行っている。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。これによる連結計算書類に与える影響はない。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|             |             |
|-------------|-------------|
| 建 物 ・ 構 築 物 | 290,345千円   |
| 土 地         | 1,521,447千円 |
| 投 資 有 価 証 券 | 94,956千円    |
| 計           | 1,906,748千円 |

(2) 担保に係る債務

|           |           |
|-----------|-----------|
| 短 期 借 入 金 | 432,160千円 |
| 長 期 借 入 金 | 487,349千円 |
| 計         | 919,509千円 |

2. 定額預金のうち、20,000千円は営業保証金の代用として得意先に差入れている。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 2,410,492千円

4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上している。

(1) 「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出している。

(2) 再評価を行った年月日 平成12年3月31日

(3) 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価格との差額（同法第10条に規定する差額） △664,545千円

5. 受取手形裏書譲渡高 8,844千円

6. 期末日満期手形の処理について、手形交換日をもって決済処理をしている。

なお、連結子会社5社の当連結会計年度の末日である12月31日は、金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれている。

受取手形 1,000千円

7. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、資金調達機動性を高めるため、金融機関2行との間に当座貸越契約を、金融機関4行との間に融資枠（コミットメントライン）をそれぞれ設定している。なお、これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入の実行状況はそれぞれ以下のとおりである。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 当座貸越極度額      | 1,140,000千円 |
| 借入実行残高       | -千円         |
| 差引借入未実行残高    | 1,140,000千円 |
| 貸出コミットメントの総額 | 1,000,000千円 |
| 借入実行残高       | 1,000,000千円 |
| 差引借入未実行残高    | -千円         |

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 10,596,509株 |
|------|-------------|

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当金額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|--------------|------------|------------|
| 平成27年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 73,063     | 7.00         | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成28年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定である。

- ① 配当金の総額 104,367千円
- ② 1株当たり配当額 10円
- ③ 基準日 平成28年3月31日
- ④ 効力発生日 平成28年6月29日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定している。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を必要に応じて把握し、リスク低減を図っている。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されているが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されている。

長期貸付金については、貸付先の状況を定期的に把握し、貸付相手ごとに期日及び残高を管理し、財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に営業取引に係る資金調達及び設備投資資金の調達を目的としている。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差異については、次のとおりである。

（単位：千円）

|                                 | 連結貸借対照表<br>計上額      | 時 価       | 差 額    |
|---------------------------------|---------------------|-----------|--------|
| (1) 現金預金                        | 5,034,708           | 5,034,708 | -      |
| (2) 受取手形・完成工事未収入金等<br>貸倒引当金(※1) | 3,142,119<br>△5,445 |           |        |
|                                 | 3,136,674           | 3,136,674 | -      |
| (3) 投資有価証券                      | 121,151             | 121,151   | -      |
| (4) 長期貸付金<br>貸倒引当金(※2)          | 43,867<br>△1,954    |           |        |
|                                 | 41,912              | 41,912    | -      |
| 資産計                             | 8,334,445           | 8,334,445 | -      |
| (1) 支払手形・工事未払金等                 | 3,150,790           | 3,150,790 | -      |
| (2) 短期借入金                       | 1,400,000           | 1,400,000 | -      |
| (3) 未払法人税等                      | 397,767             | 397,767   | -      |
| (4) 長期借入金(※3)                   | 577,311             | 608,976   | 31,665 |
| (5) リース債務(※4)                   | 681,187             | 734,801   | 53,614 |
| 負債計                             | 6,207,056           | 6,292,335 | 85,279 |

(※1) 受取手形・完成工事未収入金等に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(※2) 長期貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(※3) 長期借入金には、連結貸借対照表上、短期借入金に含めて表示している1年以内に返済予定の長期借入金が含まれている。

(※4) 連結貸借対照表上、流動負債に計上されているリース債務と固定負債に計上されているリース債務を合算した金額である。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資産

#### (1) 現金預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

#### (2) 受取手形・完成工事未収入金等

短期間で決済されるものの時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

- (3) 投資有価証券  
時価については、株式は取引所の価格によっており、証券投資信託受益証券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっている。
- (4) 長期貸付金  
長期貸付金については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しているため、連結貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額をもって時価としている。

#### 負債

- (1) 支払手形・工事未払金等、(2) 短期借入金及び(3) 未払法人税等  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- (4) 長期借入金、並びに(5)リース債務  
これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。
- (注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額28,223千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」に含めていない。

#### [賃貸等不動産に関する注記]

当社及び一部の連結子会社では、東京都、茨城県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)、アパート(土地を含む。)及び駐車場を保有している。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は38,595千円(賃貸収益は兼業事業売上高に、主な賃貸費用は兼業事業売上原価、販売費及び一般管理費に計上)である。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりである。

| 連結貸借対照表計上額(千円) |            |            | 当連結会計年度末の時価(千円) |
|----------------|------------|------------|-----------------|
| 当連結会計年度期首残高    | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |                 |
| 1,604,991      | △50,393    | 1,554,597  | 1,812,603       |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な内容は、減損損失の計上による減少46,460千円である。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士による鑑定評価額または路線価による相続税評価額に基づいて算定した金額である。
4. 「土地の再評価に関する法律」第10条に規定する差額△664,545千円のうち、上記の賃貸等不動産によるものは、△153,790千円である。

#### [1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 420円12銭
2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 70円80銭

[退職給付に関する注記]

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社のうち1社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度（一定の条件を満たす場合には、「退職金前払い制度」の選択も可能）及び中小企業退職金共済制度を採用している。連結子会社のうち2社は、確定拠出型の制度として、中小企業退職金共済制度を採用している。また、当社は、総合型の茨城県建設業厚生年金基金に加入しているが、当該厚生年金基金制度は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理している。

連結子会社のうち1社は、確定給付型の制度として、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算している。なお、当社は、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合がある。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

|                |         |
|----------------|---------|
| 退職給付に係る負債の期首残高 | 7,068千円 |
| 退職給付費用         | 1,004   |
| 退職給付の支払額       | -       |
| 退職給付に係る負債の期末残高 | 8,073千円 |

(2) 退職給付費用

|                |         |
|----------------|---------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 1,004千円 |
|----------------|---------|

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は以下のとおりである。

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 確定拠出年金制度に対する掛金拠出額    | 25,133千円 |
| 中小企業退職金共済制度に対する掛金拠出額 | 36,851   |
| 計                    | 61,985千円 |

4. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、11,646千円である。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況（平成27年3月31日現在）

|                               |               |
|-------------------------------|---------------|
| 年金資産の額                        | 20,071,275千円  |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 30,585,071    |
| 差引額                           | △10,513,795千円 |

(2) 制度全体に占める当社グループの加入人数割合（平成27年3月31日現在）

3.9%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1,774,453千円及び繰越不足金8,739,342千円である。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却である。

当社が加入している茨城県建設業厚生年金基金は、平成28年3月4日開催の代議員会において、「特例開催申請」の決議を行い、平成28年4月25日に厚生労働省に対して「特例解散認可」を申請している。なお、同基金の解散に伴う費用は発生しない見込みである。

5. その他

従業員に対する割増退職金（販売費及び一般管理費）

15,534千円

[減損損失に関する注記]

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上している。

| 用途               | 場所  | 件数 | 種類              | 減損損失（千円）                  |
|------------------|-----|----|-----------------|---------------------------|
| 事業用資産<br>(㈱ナガクラ) | 茨城県 | 1件 | 土地              | 34,771                    |
| 事業用資産<br>(㈱スイシン) | 茨城県 | 1件 | 建物<br>構築物<br>備品 | 125,468<br>8,714<br>4,844 |
| 賃貸用資産<br>(鈴縫工業㈱) | 茨城県 | 1件 | 土地              | 40,888                    |
| 遊休資産<br>(鈴縫工業㈱)  | 茨城県 | 2件 | 土地              | 5,572                     |
| 合計               |     |    |                 | 220,260                   |

当社グループは、事業用資産については、管理会計上の事業単位毎に、また、賃貸用資産及び遊休資産については、それぞれ個別の物件毎にグルーピングを行っている。当連結会計年度においては、事業用資産について、連結子会社である㈱ナガクラのホテル事業とそれに付随する固定資産を売却したことに伴い、特別損失を計上している。また、連結子会社である㈱スイシンのショートステイ事業について、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。賃貸用資産及び遊休資産について、時価の著しい下落または収益性の低下により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(46,460千円)として特別損失に計上している。その内訳は、賃貸用資産(土地)40,888千円、遊休資産(土地)5,572千円である。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定している。正味売却価額は、主として路線価による相続税評価額に基づいて算定している。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを3.05%で割り引いて算定している。

※記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。

[税効果会計に関する注記]

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）」が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行なわれることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.1%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となる。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,803千円減少し、法人税等調整額が2,024千円、その他有価証券評価差額金が221千円、それぞれ増加している。また、再評価に係る繰延税金負債は17,114千円減少し、土地再評価差額金が同額増加している。

[企業結合等関係に関する注記]

事業分離（事業譲渡）

1. 事業分離の概要

- (1) 分離先企業の名称  
ブリーズベイホテル㈱
- (2) 分離した事業の概要  
当社子会社である㈱ナガクラが行っていたホテル事業
- (3) 事業分離を行った主な理由  
当社グループにおけるホテル事業の収益性及び将来性を検証した結果、同事業から撤退し、ブリーズベイホテル㈱へ譲渡することとした。
- (4) 事業分離日  
平成27年10月30日
- (5) 法的形式を含むその他の取引の概要に関する事項  
受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

- (1) 移転損益の金額  
-千円
- (2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳  
固定資産289,771千円  
なお、負債は継承しない。
- (3) 会計処理  
本事業譲渡に伴い、ホテル事業に係る固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額した結果、34,771千円を減損損失として特別損失に計上している。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

ホテル事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

|      |          |
|------|----------|
| 売上高  | 95,906千円 |
| 営業利益 | 9,364    |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月 18 日

鈴 縫 工 業 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 北 方 宏 樹 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 酒 井 博 康 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鈴縫工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鈴縫工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

鈴縫工業株式会社 監査役会

常勤監査役 古川 和 夫 ㊟

社外監査役 大曾根 克 彦 ㊟

社外監査役 大川 清 ㊟

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

| 資 産 の 部     |                   | 負 債 の 部         |                   |
|-------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科 目         | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|             | 千円                |                 | 千円                |
| <b>流動資産</b> | <b>7,989,327</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>6,396,788</b>  |
| 現金預金        | 3,959,730         | 支払手形            | 1,432,000         |
| 完成工事未収入金等   | 2,835,857         | 工事未払金           | 1,288,623         |
| 販売用不動産      | 599,146           | 短期借入金           | 1,420,508         |
| 未成工事支出金     | 126,164           | リース債            | 45,886            |
| 不動産事業支出金    | 134,743           | 未払金             | 23,568            |
| 貯蔵品         | 15,489            | 未払費用            | 67,246            |
| 繰延税金資産      | 61,798            | 未払法人税等          | 363,285           |
| 未収入金        | 205,983           | 未払消費税等          | 217,559           |
| その他         | 50,413            | 未成工事受入金         | 1,077,959         |
| <b>固定資産</b> | <b>3,642,949</b>  | 預り金             | 324,963           |
| 有形固定資産      | 3,153,534         | 賞与引当金           | 84,639            |
| 建物・構築物      | 816,153           | 役員賞与引当金         | 30,000            |
| 機械・運搬具      | 20,903            | 完成工事補償引当金       | 13,233            |
| 工具器具・備品     | 11,657            | 工事損失引当金         | 1,319             |
| 土地          | 1,636,105         | その他             | 5,994             |
| リース資産       | 668,714           | <b>固定負債</b>     | <b>1,562,289</b>  |
| 無形固定資産      | 6,817             | 長期借入金           | 292,392           |
| 電話加入権       | 6,817             | リース債            | 623,982           |
| 投資その他の資産    | 482,597           | 繰延税金負債          | 18,183            |
| 投資有価証券      | 142,678           | 土地再評価に係る繰延税金負債  | 325,820           |
| 関係会社株式      | 221,766           | 役員退職慰労引当金       | 9,600             |
| 長期貸付金       | 588,504           | 債務保証損失引当金       | 216,900           |
| 破産債権・更生債権等  | 384               | 資産除去債務          | 63,829            |
| 長期前払費用      | 3,866             | その他             | 11,581            |
| 差入保証金       | 70,185            | <b>負債合計</b>     | <b>7,959,077</b>  |
| その他         | 5,137             | <b>純資産の部</b>    |                   |
| 貸倒引当金       | △549,925          | <b>株主資本</b>     | <b>3,021,999</b>  |
| <b>資産合計</b> | <b>11,632,276</b> | 資本金             | 635,342           |
|             |                   | 利益剰余金           | 2,405,070         |
|             |                   | 利益準備金           | 52,000            |
|             |                   | その他利益剰余金        | 2,353,070         |
|             |                   | 別途積立金           | 1,530,000         |
|             |                   | 繰越利益剰余金         | 823,070           |
|             |                   | 自己株式            | △18,413           |
|             |                   | <b>評価・換算差額等</b> | <b>651,200</b>    |
|             |                   | その他有価証券評価差額金    | 3,577             |
|             |                   | 土地再評価差額金        | 647,622           |
|             |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>3,673,199</b>  |
|             |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>11,632,276</b> |

# 損 益 計 算 書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

千円

|                 |            |            |
|-----------------|------------|------------|
| 売 上 高           |            |            |
| 完成工事高           | 15,706,892 |            |
| 不動産事業等売上高       | 520,237    | 16,227,130 |
|                 |            |            |
| 売 上 原 価         |            |            |
| 完成工事原価          | 13,589,987 |            |
| 不動産事業等売上原価      | 337,355    | 13,927,343 |
|                 |            |            |
| 売 上 総 利 益       |            |            |
| 完成工事総利益         | 2,116,905  |            |
| 不動産事業等総利益       | 182,881    | 2,299,786  |
|                 |            |            |
| 販売費及び一般管理費      |            | 956,097    |
|                 |            |            |
| 営 業 利 益         |            | 1,343,688  |
| 営 業 外 収 益       |            |            |
| 受取利息配当金         | 26,943     |            |
| 受取保険金           | 13,912     |            |
| 受取手数料料          | 8,536      |            |
| 貸倒引当金戻入額        | 556        |            |
| その他             | 8,919      | 58,867     |
|                 |            |            |
| 営 業 外 費 用       |            |            |
| 支払利息            | 31,206     |            |
| 債務保証損失引当金繰入額    | 174,578    |            |
| 支払手数料料          | 7,000      |            |
| 貸倒引当金繰入額        | 10,000     |            |
| その他             | 257        | 223,041    |
|                 |            |            |
| 経 常 利 益         |            | 1,179,514  |
| 特 別 利 益         |            |            |
| 投資有価証券売却益       | 5,758      | 5,758      |
|                 |            |            |
| 特 別 損 失         |            |            |
| 減 損 損 失         | 46,460     | 46,460     |
|                 |            |            |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |            | 1,138,811  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 470,177    |            |
| 法人税等調整額         | △23,891    | 446,285    |
|                 |            |            |
| 当 期 純 利 益       |            | 692,526    |

# 株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

|                         | 株 主 資 本 |        |           |          |           |         |           |
|-------------------------|---------|--------|-----------|----------|-----------|---------|-----------|
|                         | 資本金     | 利益剰余金  |           |          |           | 自己株式    | 株主資本合計    |
|                         |         | 利益準備金  | その他利益剰余金  |          | 利益剰余金合計   |         |           |
|                         |         |        | 別途積立金     | 繰越利益剰余金  |           |         |           |
| 千円                      | 千円      | 千円     | 千円        | 千円       | 千円        | 千円      |           |
| 平成27年4月1日残高             | 635,342 | 42,000 | 1,180,000 | 532,077  | 1,754,077 | △18,210 | 2,371,209 |
| 事業年度中の変動額               |         |        |           |          |           |         |           |
| 剰余金の配当                  |         |        |           | △73,063  | △73,063   |         | △73,063   |
| 利益準備金の積立                |         | 10,000 |           | △10,000  | -         |         | -         |
| 別途積立金の積立                |         |        | 350,000   | △350,000 | -         |         | -         |
| 当期純利益                   |         |        |           | 692,526  | 692,526   |         | 692,526   |
| 自己株式の取得                 |         |        |           |          |           | △202    | △202      |
| 土地再評価差額金の取崩             |         |        |           | 31,530   | 31,530    |         | 31,530    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |        |           |          |           |         |           |
| 事業年度中の変動額合計             | -       | 10,000 | 350,000   | 290,992  | 650,992   | △202    | 650,789   |
| 平成28年3月31日残高            | 635,342 | 52,000 | 1,530,000 | 823,070  | 2,405,070 | △18,413 | 3,021,999 |

|                         | 評価・換算差額等         |              |                | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|--------------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
|                         | 千円               | 千円           | 千円             |           |
| 平成27年4月1日残高             | 50,342           | 662,038      | 712,380        | 3,083,589 |
| 事業年度中の変動額               |                  |              |                |           |
| 剰余金の配当                  |                  |              |                | △73,063   |
| 利益準備金の積立                |                  |              |                | -         |
| 別途積立金の積立                |                  |              |                | -         |
| 当期純利益                   |                  |              |                | 692,526   |
| 自己株式の取得                 |                  |              |                | △202      |
| 土地再評価差額金の取崩             |                  |              |                | 31,530    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △46,764          | △14,415      | △61,180        | △61,180   |
| 事業年度中の変動額合計             | △46,764          | △14,415      | △61,180        | 589,609   |
| 平成28年3月31日残高            | 3,577            | 647,622      | 651,200        | 3,673,199 |

[重要な会計方針]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

|         |                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 子会社株式   | 移動平均法による原価法                                                   |
| その他有価証券 |                                                               |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法                                                   |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

|          |             |
|----------|-------------|
| 販売用不動産   | } 個別法による原価法 |
| 未成工事支出金  |             |
| 不動産事業支出金 |             |
| 貯蔵品      | 最終仕入原価法     |

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

(リース資産除く) なお、主な耐用年数は次のとおりである。  
建物 15年～50年

(2) 無形固定資産 定額法

(リース資産除く) なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいている。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用 定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

(4) 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保等の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

(5) 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事の損失見込額を計上している。

(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

(7) 債務保証損失引当金 関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上している。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

6. 会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更している。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更している。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用している。これによる計算書類に与える影響はない。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|             |             |
|-------------|-------------|
| 建 物 ・ 構 造 物 | 290,345千円   |
| 土 地         | 1,521,447千円 |
| 投 資 有 価 証 券 | 94,956千円    |
| 計           | 1,906,748千円 |

(2) 担保に係る債務

|           |           |
|-----------|-----------|
| 短 期 借 入 金 | 420,508千円 |
| 長 期 借 入 金 | 292,392千円 |
| 計         | 712,900千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,455,148千円

3. 債務保証

次の関係会社等について、金融機関からの借入金、リース債務等に対し債務保証を行っている。

|           |           |
|-----------|-----------|
| ㈱ ス イ シ ン | 571,092千円 |
| 計         | 571,092千円 |

(注) 上記金額については、債務保証額からの債務保証損失引当金を控除した金額を記載している。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 4,260千円   |
| 長期金銭債権 | 546,587千円 |
| 短期金銭債務 | 146,637千円 |

5. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上している。

(1) 「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出している。

(2) 再評価を行った年月日 平成12年3月31日

(3) 再評価を行った土地の当事業年度末における

|                  |            |
|------------------|------------|
| 時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △664,545千円 |
| （同法第10条に規定する差額）  |            |

6. 期末日満期手形の処理について、手形交換日をもって決済処理をしている。

7. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、資金調達の機動性を高めるため、金融機関2行との間に当座貸越契約を、金融機関4行との間に融資枠（コミットメントライン）をそれぞれ設定している。なお、これらの契約に基づく当事業年度末の借入の実行状況はそれぞれ以下のとおりである。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 当座貸越極度額      | 1,090,000千円 |
| 借入実行残高       | -千円         |
| 差引借入未実行残高    | 1,090,000千円 |
| 貸出コミットメントの総額 | 1,000,000千円 |
| 借入実行残高       | 1,000,000千円 |
| 差引借入未実行残高    | -千円         |

〔損益計算書に関する注記〕

1. 工事進行基準による完成工事高 15,264,828千円  
 工事進行基準による完成工事原価 12,878,307千円

2. 関係会社との取引高

|            |             |
|------------|-------------|
| 完成工事高      | 44,001千円    |
| 仕入高        | 1,608,457千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 8,349千円     |
| 営業取引以外の取引高 | 32,010千円    |

### 3. 減損損失

当社は、当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上している。

| 用途    | 場所  | 件数 | 種類 | 減損損失（千円） |
|-------|-----|----|----|----------|
| 貸貸用資産 | 茨城県 | 1件 | 土地 | 40,888   |
| 遊休資産  | 茨城県 | 2件 | 土地 | 5,572    |
| 合計    |     |    |    | 46,460   |

当社は、事業用資産については、管理会計上の事業単位毎に、また、貸貸用資産及び遊休資産については、それぞれ個別の物件毎にグルーピングを行っている。当事業年度においては、貸貸用資産及び遊休資産に係る時価の著しい下落または収益性の低下により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(46,460千円)として特別損失に計上している。その内訳は、貸借用資産(土地)40,888千円、遊休資産(土地)5,572千円である。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定している。正味売却価額は、主として路線価による相続税評価額に基づいて算定している。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを3.05%で割り引いて算定している。

#### [株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 159,785株

#### [1株当たり情報に関する注記]

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 351円95銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 66円35銭  |

#### [退職給付に関する注記]

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度（一定の条件を満たす場合には、「退職金前払い制度」の選択も可能）及び中小企業退職金共済制度を採用している。また、当社は、総合型の茨城県建設業厚生年金基金に加入しているが、当該厚生年金基金制度は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理している。なお、当社は、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合がある。

##### 2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は以下のとおりである。

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 確定拠出年金制度に対する掛金拠出額(注)    | 24,586千円 |
| 中小企業退職金共済制度に対する掛金拠出額(注) | 32,680   |
| 計                       | 57,266千円 |

(注)出向先負担額を除く。

##### 3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、10,990千円（出向先負担額を除く）である。

###### (1) 複数事業主制度の直近の積立状況（平成27年3月31日現在）

|                               |               |
|-------------------------------|---------------|
| 年金資産の額                        | 20,071,275千円  |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 30,585,071    |
| 差引額                           | △10,513,795千円 |

###### (2) 制度全体に占める当社の加入人数割合（平成27年3月31日現在）

3.7%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1,774,453千円及び繰越不足金8,739,342千円である。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却である。

当社が加入している茨城県建設業厚生年金基金は、平成28年3月4日開催の代議員会において、「特例解散申請」の決議を行い、平成28年4月25日に厚生労働省に対して「特例解散認可」を申請している。なお、同基金の解散に伴う費用は発生しない見込みである。

4. その他

従業員に対する割増退職金（販売費及び一般管理費） 12,824千円

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|              |           |
|--------------|-----------|
| 貸倒引当金        | 167,507千円 |
| 賞与引当金        | 25,975    |
| 未払事業税        | 22,310    |
| たな卸資産評価損     | 35,236    |
| 投資有価証券評価損    | 1,311     |
| 減価償却費        | 30,286    |
| 減損損失         | 80,894    |
| 工事損失引当金      | 405       |
| 役員退職慰労引当金    | 2,924     |
| 債務保証損失引当金    | 66,067    |
| 資産除去債務       | 19,442    |
| その他有価証券評価差額金 | 3,151     |
| その他          | 16,494    |
| 繰延税金資産小計     | 472,008   |
| 評価性引当額       | △410,210  |
| 繰延税金資産合計     | 61,798    |

繰延税金負債

|                 |          |
|-----------------|----------|
| その他有価証券評価差額金    | △4,212   |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △13,971  |
| 繰延税金負債合計        | △18,183  |
| 繰延税金資産の純額       | 43,614千円 |

## 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「取得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となる。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,803千円減少し、法人税等調整額が2,024千円、その他有価証券評価差額金が221千円、それぞれ増加している。また、再評価に係る繰延税金負債は17,114千円減少し、土地再評価差額金が同額増加している。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                      | 取引の内容         | 取引金額      | 科目        | 期末残高    |
|-----|--------|----------------|--------------------------------|---------------|-----------|-----------|---------|
| 子会社 | ㈱スイシン  | 所有直接<br>97.9%  | 役員の兼任<br><br>資金の援助<br><br>債務保証 | 運転資金等の貸付(注1)  | 10,000    | 長期貸付金(注3) | 544,637 |
|     |        |                |                                | 貸付金の利息の受取(注2) | 5,390     | -         | -       |
|     |        |                |                                | 債務保証(注4)      | 787,993   | -         | -       |
| 子会社 | ㈱ナガクラ  | 所有直接<br>25.0%  | 役員の兼任<br>材料の仕入                 | 材料の購入(注5)     | 1,166,198 | 工事未払金     | 69,961  |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ㈱スイシンに対する貸付は介護事業の運転資金である。なお、同社の財政状態等を勘案し、現状、返済期限の定めはない。

(注2) 貸付金に対する利息は、市場金利を勘案して決定している。

(注3) ㈱スイシンに対する長期貸付金に対し、貸倒引当金544,637千円(当期繰入額10,000千円)を計上している。

(注4) ㈱スイシンに対する債務保証は、金融機関からの借入金、リース債務等に対し行っているものであり、保証料は受領していない。当該債務保証については、当事業年度において174,578千円の債務保証損失引当金繰入額を計上しており、216,900千円の債務保証損失引当金が計上されている。

(注5) 材料の購入については、㈱ナガクラ以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定している。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種類                                  | 会社等の名称      | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                               | 取引の内容       | 取引金額   | 科目       | 期末残高 |
|-------------------------------------|-------------|----------------|-----------------------------------------|-------------|--------|----------|------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社 | (有)城南ビル(注1) | 被所有直接<br>3.44% | 当社役員鈴木一良が(有)城南ビルの取締役を兼任している。<br>建設工事の請負 | 建設工事の請負(注2) | 49,080 | 完成工事未収入金 | 864  |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社役員 鈴木一良及びその近親者が議決権の100%を直接所有している。

(注2) (有)城南ビルとの取引条件は、完成引渡後現金払いである。建設工事の請負に関しては、当社建設事業に係る平均的な原価に基づき、一般顧客と同様の条件で取引しており、請負った建設工事の完成工事原価は42,405千円である。

※記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月 18 日

鈴 縫 工 業 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 北 方 宏 樹 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 酒 井 博 康 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鈴縫工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

鈴縫工業株式会社 監査役会

|       |     |    |   |
|-------|-----|----|---|
| 常勤監査役 | 古川  | 和夫 | ㊟ |
| 社外監査役 | 大曾根 | 克彦 | ㊟ |
| 社外監査役 | 大川  | 清  | ㊟ |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上を究極目標としつつ、当該年度の収益状況に応じた利益配分と内部留保の充実による財務体質の強化の両面から、総合的に株主利益の向上を図ることを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、当期の業績および財務体質の状況を勘案し、1株あたり普通配当7円に加え特別配当3円、合計10円とさせていただきますたく存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円（うち、普通配当7円・特別配当3円）  
総額104,367,240円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 600,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 600,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコポレート・ガバナンスの更なる充実・強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条第2項を提案第30条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、条数の変更など所要の変更のほか、一部字句の修正を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現行定款                                                                               | 変更案                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 総 則                                                                          | 第 1 章 総 則                                                                          |
| 第 1 条～第 3 条 (条文省略)                                                                 | 第 1 条～第 3 条 (現行どおり)                                                                |
| (機 関)                                                                              | (機 関)                                                                              |
| 第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(4) 会計監査人  | 第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査等委員会<br>(削除)<br>(3) 会計監査人   |
| 第 5 条～第 10 条 (条文省略)                                                                | 第 5 条～第 10 条 (現行どおり)                                                               |
| (株式取扱規定)                                                                           | (株式取扱規定)                                                                           |
| 第 11 条 本会社の株主権行使の <u>手続き</u> その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。 | 第 11 条 本会社の株主権行使の <u>手続き</u> その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。 |
| 第 12 条～第 18 条 (条文省略)                                                               | 第 12 条～第 18 条 (現行どおり)                                                              |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="127 136 524 160">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="120 200 236 224">(定 員)</p> <p data-bbox="110 228 549 278">第 19 条 本会社の取締役は 7 名以内とする。</p> <p data-bbox="292 338 359 362">(新設)</p> <p data-bbox="120 424 236 448">(選 任)</p> <p data-bbox="110 452 549 503">第 20 条 取締役は株主総会においてこれを選任する。</p> <p data-bbox="222 589 549 719">② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="222 750 549 801">③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="292 832 359 856">(新設)</p> <p data-bbox="292 1049 359 1072">(新設)</p> | <p data-bbox="590 136 986 160">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="583 200 698 224">(定 員)</p> <p data-bbox="573 228 1012 305">第 19 条 本会社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は 7 名以内とする。</p> <p data-bbox="685 338 1012 388">② <u>本会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p> <p data-bbox="583 424 698 448">(選 任)</p> <p data-bbox="573 452 1012 556">第 20 条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p data-bbox="685 589 864 612">② (現行どおり)</p> <p data-bbox="685 750 864 774">③ (現行どおり)</p> <p data-bbox="685 832 1012 1019">④ <u>会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p data-bbox="685 1049 1012 1262">⑤ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)<br/>第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第 23 条 取締役会の招集通知は会日の <u>3 日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合は更にこれを短縮することができる。</u></p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(任期)<br/>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第 23 条 取締役会の招集通知は会日の <u>3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)<br/>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)<br/>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第 29 条 本会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> | <p>(重要な業務執行の決定の委任)<br/>第 24 条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)<br/>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 27 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)<br/>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第 30 条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② <u>本会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | <p>② <u>本会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、<u>会社法第427条第1項の規定により</u>、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> |
| <p>第 5 章 監査役および監査役会</p>                                                                                      | <p>(削除)</p>                                                                                                                                    |
| <p>(定 員)</p>                                                                                                 | <p>(削除)</p>                                                                                                                                    |
| <p>第 30 条 <u>本会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>                                                                       |                                                                                                                                                |
| <p>(選 任)</p>                                                                                                 | <p>(削除)</p>                                                                                                                                    |
| <p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u></p>                                                                   |                                                                                                                                                |
| <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                             |                                                                                                                                                |
| <p>(任 期)</p>                                                                                                 | <p>(削除)</p>                                                                                                                                    |
| <p>第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>                                   |                                                                                                                                                |
| <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                      |                                                                                                                                                |
| <p>(監査役会の招集通知)</p>                                                                                           | <p>(削除)</p>                                                                                                                                    |
| <p>第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合は更にこれを短縮することができる。</u></p>                               |                                                                                                                                                |

| 現行定款                                                                                                                       | 変更案  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                  |      |
| <p>(監査役会の決議方法)<br/> <u>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                             | (削除) |
| <p>(監査役会の議事録)<br/> <u>第 35 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> | (削除) |
| <p>(監査役会規則)<br/> <u>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                                           | (削除) |
| <p>(常勤の監査役)<br/> <u>第 37 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                              | (削除) |
| <p>(報酬等)<br/> <u>第 38 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                     | (削除) |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="124 135 337 160"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="113 161 554 375">第 39 条 本会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p data-bbox="225 405 554 672">② 本会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金240万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="294 701 361 727">(新設)</p> <p data-bbox="294 768 361 793">(新設)</p> <p data-bbox="294 1124 361 1150">(新設)</p> | <p data-bbox="751 100 826 126">変更案</p> <p data-bbox="751 135 822 160">(削除)</p> <p data-bbox="652 701 921 727">第5章 監査等委員会</p> <p data-bbox="583 768 871 793"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="572 795 1013 958">第 31 条 監査等委員会の招集通知は会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="684 988 1013 1092">② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p data-bbox="583 1124 871 1150"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p data-bbox="572 1151 1013 1285">第 32 条 監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> |

| 現行定款                 | 変更案                                                                                                                                                                                              |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                 | <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>                                                               |
| (新設)                 | <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>                                                                                                       |
| 第 6 章 会計監査人          | 第 6 章 会計監査人                                                                                                                                                                                      |
| 第 40 条～第 42 条 (条文省略) | 第 35 条～第 37 条 (現行どおり)                                                                                                                                                                            |
| 第 7 章 計 算            | 第 7 章 計 算                                                                                                                                                                                        |
| 第 43 条～第 45 条 (条文省略) | 第 38 条～第 40 条 (現行どおり)                                                                                                                                                                            |
| (新設)                 | <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条 本会社は、第69回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 鈴木 一良<br>(昭和21年6月6日生)                                                                                                    | 昭和56年7月 当社取締役経理部長<br>昭和59年11月 当社常務取締役<br>昭和62年8月 当社専務取締役<br>平成3年7月 当社代表取締役副社長<br>平成10年6月 当社代表取締役社長（現職）<br>平成18年4月 株式会社スイシン代表取締役社長（現職）                                            | 580,020株       |
|       | 選任の理由<br>当社代表取締役として、また当社グループ会社の代表取締役・取締役として、当社グループの経営を担っており、経営全般における豊富な見識や職務経験を踏まえ、引き続き当社の取締役として適任と判断いたしました。             |                                                                                                                                                                                  |                |
| 2     | 鈴木 正三<br>(昭和25年11月29日生)                                                                                                  | 平成7年6月 当社取締役建設部長<br>平成9年7月 当社常務取締役建設本部長<br>平成14年10月 当社常務取締役水戸支店長<br>平成19年4月 当社常務取締役営業本部長<br>平成21年7月 当社代表取締役専務取締役営業本部長<br>平成23年2月 株式会社ナガクラ代表取締役社長（現職）<br>平成27年4月 当社代表取締役専務取締役（現職） | 495,730株       |
|       | 選任の理由<br>当社代表取締役として、また当社グループ会社の代表取締役・取締役として、当社グループの経営を担っており、経営全般における豊富な見識や職務経験を踏まえ、引き続き当社の取締役として適任と判断いたしました。             |                                                                                                                                                                                  |                |
| 3     | 薄井 利晴<br>(昭和25年4月12日生)                                                                                                   | 平成2年4月 当社経理課長<br>平成7年4月 当社経理部長<br>平成11年6月 当社取締役経理部長<br>平成21年4月 当社取締役管理副本部長兼経理部長<br>平成23年4月 当社取締役管理本部長（現職）                                                                        | 81,000株        |
|       | 選任の理由<br>当社及び当社グループ全体の経理・財務等の統括業務に携わっており、業務執行に関する豊富な経験と専門知識を活かし、監督から業務執行に至る幅広い視点での業務遂行が期待されるため、引き続き当社の取締役として適任と判断いたしました。 |                                                                                                                                                                                  |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | 佐藤 眞一<br>(昭和28年12月7日生)                                                                                                                | 平成22年4月 当社建築部長<br>平成23年4月 当社執行役員建築部長<br>平成24年4月 当社執行役員建設本部長兼建築部長<br>平成25年6月 当社取締役建設本部長兼建築部長(現職)                                              | 15,000株        |
|       | 選任の理由<br>当社において、長年にわたり施工部門の管理に携わっており、施工部門においての豊富な経験と専門知識を有しております。平成25年からは取締役として施工部門の統括業務に携わっており、その経験や実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として適任と判断いたしました。 |                                                                                                                                              |                |
| 5     | 横須賀 雄<br>(昭和27年10月10日生)                                                                                                               | 平成2年5月 日立アスコン株式会社副工場長兼工事部長<br>平成11年10月 株式会社建久代表取締役社長(現職)<br>平成18年2月 日立アスコン株式会社代表取締役専務取締役<br>平成25年6月 当社取締役(現職)<br>平成26年2月 日立アスコン株式会社専務取締役(現職) | 0株             |
|       | 選任の理由<br>当社取締役として、また当社グループ会社の代表取締役として、当社グループの経営に携わっており、経営全般において豊富な見識と経験を有しております。取締役会のさらなる機能強化やグループ全体のガバナンス強化に資するものと判断いたしました。          |                                                                                                                                              |                |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ふるかわかずお<br>古川和夫<br>(昭和27年3月28日生)                                                                                                                                                                           | 平成17年4月 当社営業部次長<br>平成21年4月 当社営業本部付部長<br>平成23年4月 当社営業部営業管理担当部長<br>平成24年6月 当社常勤監査役(現職)                                                                                                        | 3,000株     |
|       | 選任の理由<br>当社入社以来、長年にわたり、管理部門及び営業部門の管理業務に携わり、業務執行に関する豊富な経験と知見を有しております。平成24年より、当社監査役として、これまでの豊富な経験を活かし、当社の業務執行の意思決定における適法性及び妥当性の観点から適切な提言を行っており、当社の監査等委員である取締役として適任と判断いたしました。                                 |                                                                                                                                                                                             |            |
| 2     | おおきねかつひこ<br>大曾根克彦<br>(昭和20年10月27日生)                                                                                                                                                                        | 昭和44年12月 茨城新聞社 記者<br>昭和46年3月 産経新聞社 記者<br>昭和57年4月 文筆業 開業(現職)<br>平成17年6月 当社監査役(現職)                                                                                                            | 0株         |
|       | 選任の理由<br>直接企業経営に関与された経験はありませんが、元茨城新聞社および産経新聞社の記者として活動され、幅広い見識を有しております。平成17年より、当社社外監査役として、当社の業務執行の意思決定における適法性および妥当性の観点から適切な提言を行っており、当社の監査等委員である取締役として適任と判断いたしました。なお、社外監査役としての在任年数は、本定時株主総会終結の時をもって11年となります。 |                                                                                                                                                                                             |            |
| 3     | しのさきかずのり<br>篠崎和則<br>(昭和47年5月1日生)                                                                                                                                                                           | 平成11年10月 司法試験合格<br>平成13年10月 茨城県弁護士会登録<br>みとみらい法律事務所入所(現職)<br>平成19年4月 茨城県弁護士会副会長<br>平成20年4月 茨城県弁護士会法律援助事業運営委員会委員長(現職)<br>平成22年4月 茨城県弁護士会弁護士業務妨害対策委員会委員長(現職)<br>平成24年4月 茨城県弁護士会法律相談委員会委員長(現職) | 0株         |
|       | 選任の理由<br>直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験・実績および幅広い見識を有しており、その専門的見地から、当社の業務執行の意思決定における適法性および妥当性の観点から適切な提言を期待できると判断いたしました。                                                                                 |                                                                                                                                                                                             |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 大曾根克彦氏および篠崎和則氏は社外取締役候補であります。  
3. 当社は、大曾根克彦氏および篠崎和則氏の選任が承認された場合、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。  
4. 大曾根克彦氏および篠崎和則氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額としております。  
なお、大曾根克彦氏は社外監査役として上記と同内容の責任限定契約を締結しております。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成4年6月26日開催の第45回定時株主総会において、月額1,500万円以内としてご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、月額1,500万円以内と定めること、および各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的支給金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等の諸般の事情も考慮して、月額300万円以内と定めること、および各監査等委員である取締役に対する具体的支給金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

### 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、本総会終結の時をもって監査役を退任されます古川和夫氏、大曾根克彦氏、大川清氏の3氏に対し、それぞれの在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等につきましては、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、古川和夫氏、大曾根克彦氏の両氏に対する退職慰労金の贈呈時期につきましては、当社取締役の退任時といたします。

当社は、平成15年3月1日開催の取締役会決議により、同年4月から、取締役についての役員退職慰労金制度を廃止し、現在に至っております。平成28年6月4日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名    | 略歴      |             |
|-------|---------|-------------|
| 古川和夫  | 平成24年6月 | 当社常勤監査役（現職） |
| 大曾根克彦 | 平成17年6月 | 当社社外監査役（現職） |
| 大川清   | 平成22年6月 | 当社社外監査役（現職） |

### 第8号議案 役員賞与支給の件

当事業年度の業績等を総合的に勘案し、当事業年度末日時点の取締役5名および監査役3名に対し、役員賞与総額3,000万円（取締役2,700万円、監査役300万円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する具体的な金額、贈呈の時期および方法等は取締役は取締役会に、監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

以上



## 株主総会会場ご案内図

- 会 場 ホテル天地閣 2階「はまゆう」の間  
茨城県日立市旭町二丁目 6 番13号  
TEL 0294-22-0188 (代表)
- 交通機関 JR常磐線日立駅海岸口より徒歩5分  
上野駅より特急スーパーひたち約90分

